別表六の二㈢付表二の記載要領第１号中「又は第３項」を「若しくは第３項」に改め、「又は第２項」を削り、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加える。

別表六の二㈢付表三の表中「

外　円	外　円	外　円	外　円

」を「

円	円	円	円

」に、「

外	外	外	外

」を「

」に、「

外	外 ④	外 ⑤	外 ⑥

」を「

	④	⑤	⑥

」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（三）付表三　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈢付表四の表中「

外　円	外　円	外　円	外　円

」を「

円	円	円	円

」に、「

外	外	外	外

」を「

」に、「

外	外 ④	外 ⑤	外 ⑥

」を「

	④	⑤	⑥

」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（三）付表四　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈢付表五の表中「

外　円	外　円	外　円	外　円

」を「

円	円	円	円

」に、「

外	外	外	外

」を「

」に、「

外	外 ④	外 ⑤	外 ⑥

」を「

	④	⑤	⑥

」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六の二（三）付表五　記載要領

この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。